

園芸農家の皆様（花粉交配用ミツバチの飼養者）へ

# 養蜂振興法に基づく届出をお願いします



飼育届を住所地の農業農村振興事務所へ  
1月中に提出してください

【対象】ミツバチを通年で飼育されている方  
ミツバチや蜂蜜を譲渡・販売されている方（業の方）

※花粉交配用にのみ一時的に飼育されている方は対象外です

様式はQRコード  
または検索からでも  
入手できます。

滋賀県 養蜂



適切な衛生管理をお願いいたします

- 花粉交配に使用したミツバチはそのまま放置せず、必ず、適切に処置をしてください。
- 異常があれば、最寄りの家畜保健衛生所へ相談してください。



貸出等の場合 → 養蜂業者へ返却

買い取りの場合 → 焼却



お問い合わせ先

【届出に関すること】

大津・南部農業農村振興事務所  
甲賀農業農村振興事務所  
東近江農業農村振興事務所  
湖東農業農村振興事務所  
湖北農業農村振興事務所  
高島農業農村振興事務所

TEL:077-567-5412

TEL:0748-63-6126

TEL:0748-22-7714

TEL:0749-27-2228

TEL:0749-65-6613

TEL:0740-22-6026

【衛生に関すること】

家畜保健衛生所 本所  
北西部支所

TEL:0748-37-7511

TEL:0740-22-2145

